

(令和元年6月28日策定)
(令和2年3月17日改訂)
(令和7年7月7日改訂)
(令和7年12月15日改訂)
(令和8年7月10日改訂)

別紙

大分県「現場環境改善 取扱要領」(案)

1 趣旨

建設産業は、若手技術者の入職率が低く、離職率が高くなっていることから、将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、建設現場においては、周辺住民の工事への理解、協力を得ながら進める必要があることから、建設産業の魅力発信や労働環境の改善、地域との連携等が求められている。

そのため大分県では、周辺住民の生活環境への配慮や一般住民に対する建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を図るため、施工現場における現場環境改善の取扱いを定め、運用する。

2 対象工事

対象工事は、大分県土木建築部が発注する「屋外作業が主たる工事」とする。また、災害復旧工事については、熱中症対策・防寒対策のみ計上可能とする。ただし、営繕工事は除く。

なお、対象工事は、特記仕様書に現場環境改善に取り組む対象工事であることを明示する。

3 実施内容

(1) 受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出時に「現場環境改善」実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定し、書面にて監督員に報告する。

(2) 実施内容の提出

(2) - 1 土木工事標準歩掛を適用する工事の場合

現場環境改善を実施する場合、受注者は、土木工事標準歩掛（大分県土木建築部）に記載されている「土木請負工事における現場環境改善費の積算」の別表-1の内容のうち、各計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容について、施工計画書に具体的な実施内容を記載し、監督員の承諾を得る。

なお、現場の状況等により、実施内容がこれによりがたい場合には、受発注者協議により計上費目を1減じ、3計上費目に変更することも可能とするが、この場合においても4つの内容について実施することとする。

また、現場環境改善として熱中症対策・防寒対策を実施する場合も同様に、施工計画書に具体的な実施内容を記載し、監督員の承諾を得る。

(2)－2 港湾積算資料を適用する工事の場合

現場環境改善を実施する場合、受注者は、港湾積算資料（大分県土木建築部）に記載されている「現場環境改善費の構成」の内容について、施工計画書に具体的な実施内容を記載し、監督員の承諾を得る。

(3) 実施報告

受注者は、現場環境改善の実施状況について、実施の都度、書面にて監督員に報告する。

(4) 変更協議

施工計画書に記載した実施内容について、その実施が困難となり内容を変更する場合は、「(2) 実施内容の提出」に基づき、受注者は、書面にて変更案を提出し、監督員の承諾を得る。

(5) 費用の計上

「(3) 実施報告」により施工計画書に記載された全ての実施内容の履行が確認できた場合は、設計変更にて経費の計上を行う。

(5)－1 土木工事標準歩掛を適用する工事の場合

現場環境改善費の積算については、土木工事標準歩掛（大分県土木建築部）に記載されている「土木請負工事における現場環境改善費の積算」に基づき行う。

なお、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。

(5)－2 港湾積算資料を適用する工事の場合

現場環境改善費の積算については、港湾積算資料（大分県土木建築部）に記載されている現場環境改善費の「積算の方法」に基づき行う。

なお、率分での計上に含まれない現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性、重複がないことを確認の上、率分で計上される額の50%を上限として積み上げ計上を行うものとする。

(6) 現場環境改善の中止

現場状況の変化等により現場環境改善の実施が困難となった場合、受注者は、速やかに書面にて監督員に報告しなければならない。

(7) 工事成績評定の取扱い

本要領に基づき実施した内容については、工事成績評定の加点対象としない。

なお、現場環境改善の実施が困難となった場合、それを理由とした工事成績評定の減点は行わない。

4 その他

受注者より提出された実施報告は、今後、事例集等に使用することがある。

附則（令和元年6月28日）

令和元年7月1日から適用する。（既に契約済みの工事においても、受注者からの申し出があった場合については、本要領を適用できるものとする。）

附則（令和2年3月17日）

令和2年4月1日から適用する。（適用日以前においても対応可能な場合は、適用できるものとする。）

附則（令和7年7月7日）

令和7年7月15日から適用する。（適用日以前においても令和7年3月1日以降に入札書提出締切日が設定されている場合は適用できるものとする。）

附則（令和7年12月15日）

令和7年12月15日から適用する。（適用日以前においても令和7年7月15日以降起案の港湾積算資料により積算した設計書においては、本要領を適用できるものとする。）

附則（令和8年7月10日）

令和8年7月15日から適用する。（適用日以前においても令和8年3月1日以降に入札書提出締切日が設定されている場合は適用できるものとする。）